

# 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

旧来の地方公共団体の財政再建制度では分かりやすい財政情報の開示や早期是正機能がない等の問題が指摘されていたため、新たな指標の整備とその開示の徹底、財政の早期健全化や再生を図る「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)」が平成21年4月に全面施行されています。法律の概要は下図のとおり。

## 健全段階

- 指標の整備と情報開示の徹底
  - ・フロー指標: 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
  - ・ストック指標: 将来負担比率=公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

## 財政の早期健全化

- 自主的な改善努力による財政健全化
  - ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
  - ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
  - ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

## 財政の再生

- 国等の関与による確実な再生
  - ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
  - ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同意無】
  - ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
  - ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

## 公営企業の経営の健全化

(健全財政)

(財政悪化)

### 早期健全化基準

### 財政再生基準

実質赤字比率

道府県: 3.75%  
市区町村: 11.25%~15%

連結実質赤字比率

道府県: 8.75%  
市区町村: 16.25%~20%

実質公債費比率

25%

将来負担比率

都道府県・政令市: 400%  
市区町村: 350%

資金不足比率

20%

(公営企業ごと)

### 経営健全化基準

道府県: 5%  
市区町村: 20%

道府県: 15%  
市区町村: 30%

35%

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、東京都の基準は、別途設定されている。

3年間(平成21年度から平成23年度)の経過的な基準(都道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%)を設けていた。東京都の基準についても、経過措置が設けられていた。

指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用